

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	一九
○福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	一九
告示	一九
○自動車税の収納の事務を委託した件	一九
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件	一九
○計量器の定期検査を実施する件	一九
○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	一九
公告	一九
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件	一九
福島県病院局	一九
○福島県病院局組織規程の一部を改正する規程	一九
福島県人事委員会	一九
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一九
○職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則	一九
福島海区漁業調整委員会	一九
○いかつり漁業について指示する件	一九
福島県内水面漁場管理委員会	一九
○漁業法により公聴会を行う件	一九
正誤	一九
○平成二十五年四月二十三日付け定例第二千四百八十一号中	一九

規 則

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年四月三十日

福島県規則第四十九号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤 雄平

別表第一の一の表一般国道二二二号の項中

喜多方市塩川町遠田字東 谷地五番地先 (塩川インターチェンジ 入口)

を

喜 (割) ジ

多方向関柴町上高領字

田一七〇四番一地先

喜多方インターチェン

入口)

に改め、同表県道矢吹小野線の項中

西白河郡矢吹町赤沢

○番地先

(矢吹インターチェ

入口)

石川郡平田村大字下 字空釜四七六番地先 (蓬田パーキングエリ

二九 石川郡石川町大字母畑字

牛沼一六七番八地先

ンジ (石川母畑インターチェ

ンジ出口)

西白河郡矢吹町赤沢二九

○番地先

田村郡小野町大

町字馬番八八番

蓬田	田村郡小野町大字小野新 町字馬番八八番九地先 (小野インターチェンジ 出口)
----	---

字小野新
九地先
チェンジ

に改める。

別表第二の一の表一般国道一二二号の項中

を

入口)	(矢吹インターチェンジ
出口)	(小野インター

喜多方市岩月町入田付字 大峠七八一四番一地先 (山形県境)	南会津郡南 团子石三三
喜多方市熱塩加納町熱塩 字松沢山国有林喜多方事 業区六一林班ほ小班先 (山形県境)	喜多方市熱 字西沢山二 地先 (県道日中
喜多方市松山町鳥見山字 三百刈五六六七番一地先	喜多方市字 番四地先

会津町糸沢字 一六番一地先 (栃木県境)	塩加納町熱塩 一三四番二六	喜多方線接続	上江三六四五	九号交差点)
----------------------------	------------------	--------	--------	--------

を

喜多方市塩川町遠田字東 谷地五番地先 (塩川インターチェンジ 入口)

を

喜多方市関柴町上高領字 割田一七〇四番一地先 (喜多方インターチェン ジ入口)
--

に改め、
同表県道

喜多方市熱塩加納町熱塩 字松沢山国有林喜多方事 業区六一林班ほ小班先 (山形県境)	南会津郡南会津町糸沢字 团子石三三一六番一地先 (栃木県境)
--	--------------------------------------

に、

点)	(県道日中喜多方線交差
	(国道四五

字母畑字	地先	ターチェ	字小野新	九地先	チェンジ
------	----	------	------	-----	------

を

西白河郡矢吹町赤沢二九 ○番地先 (矢吹インターチェンジ 入口)	田村郡小野町大字小野新 町字馬番八八番九地先 (小野インターチェンジ 出口)
---	---

に改め、同

に改め、同表県道矢吹小野線の項中

西白河郡矢吹町赤沢二九 ○番地先 (矢吹インターチェンジ 入口)	石川郡石川町大 牛沼一六七番八 (石川母畑イン ンジ出口)
石川郡平田村大字下蓬田 字空釜四七六番地先 (蓬田パーキングエリア)	田村郡小野町大 町字馬番八八番 (小野インター 出口)

喜多方西会津線の項中

喜多方市字山の神二四〇 九番地先 (国道一二二号交差点)

を

喜多方市字岩月町宮津字 西田窪五三八四番四地先 (国道一二二号交差点)

表市道(須賀川市)二二二四号線の項の次に次のように加える。

市道(喜 多方市) 上岩崎大 峠線	喜多方市岩月町入田付字 西ノ入国有林九六林班イ 小班 (山形県境)	喜多方市岩月町宮津字西 田窪五三七八番四地先 (国道一二二号交差点)
----------------------------	--	--

附 則
この規則は、平成二十五年八月一日から施行する。

(都市計画課)

告 示

福島県告示第三百十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十五年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(税 務 課)

福島県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年四月三十日から同年八月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル植田店 福島県いわき市佐糠町八反田九十一の一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ヨークベニマル佐糠店
(変更後) ヨークベニマル植田店
- 三 変更した年月日
平成二十五年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十五年四月十五日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年四月三十日から同年八月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか
 - 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
 - 三 変更した年月日
別紙書面のとおり
 - 四 届出年月日
平成二十五年四月十九日
 - 五 届出をした者
仙台ターミナルビル株式会社
- (「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十五年四月三十日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査
福島県知事 佐藤 雄 平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
南会津郡檜枝岐村	非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第329号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月五日 午後二時から 午後三時まで	檜枝岐村東雲館
同 郡只見町		六月六日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	只見町役場
同 郡下郷町		同 午後一時三〇分から 午後三時まで	明和地区センター
同 郡南会津町		六月七日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	下郷ふれあいセンター
		六月一二日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	南会津町館岩会館
		六月一三日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	南会津町伊南会館
		同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	南会津町南郷総合支所

右に掲げる町 村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月一四日 午前九時三〇分から 午後二時まで	南会津町御蔵入 交流館
		六月一七日から七月一日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町及び同郡南会津町	非自動ばかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二〇日まで（土曜日、日曜日、一〇月一四日及び一四日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から平成二十五年四月五日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十二日認可した。

平成二十五年四月三十日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福島県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、四時川沿岸土地改良区から平成二十五年四月四日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十二日認可した。

平成二十五年四月三十日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

公 告

公告第一百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人こだま福祉会
- 三 代表者の氏名
鈴木 新一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市北五老内町五番二十三号 イワモトビル2F 二〇二一
- 五 定款に記載された目的
 - (一) この法人は、知的障がい者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、知的障がい者とその家族の知的保健及び知的障がい者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。
 - (二) 平成二十三年三月十一日の東日本大震災による、復旧に関する事業を行い、地域社会の復旧、復興に向けて寄与することを目的とする。

（文化振興課）

福島県病院局

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 4月30日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第10号

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、病院の内部組織における次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

Table with 2 columns: Internal organization of hospital (e.g., Director of Administration, Department Chief) and Description of duties (e.g., Check duties assigned to the office/department).

別表第2病院の内部組織の部事務部の款事務次長（任意設置）の項中「上司の命を受け、特に指示された事務を点検し、及び整理する」を「事務長を補佐し、事務部の事務を整理する」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院総務課)

福島県人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。平成二十五年四月三十日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十三号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十年福島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

採用の試験は次の表の上欄に掲げる試験の種別のとおりとし、この試験に合格した者でなければ、同表のそれぞれ当該下欄に掲げる職（任命権者が人事委員会と協議して定める職員の職の格付表（職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第八号。以下「知事規程」という。））、福島県企業職員の職の格付に関する規程（昭和四十四年福島県企業局管理規程第四号。以下「企業局規程」という。））、福島県病院事業職員の職の格付に関する規程（平成十六年福島県病院局管理規程第四号。以下「病院局規程」という。））、職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県教育委員会訓令第四号。以下「教育委員会規程」という。））、福島県警察職員の職の格付に関する訓令（昭和四十八年福島県警察本部訓令第三号。以下「警察規程」という。））にそれぞれ規定する職員の職の格付表その他第二十四条の二第一項に規定する職員の職の格付表（以下「二十四条の二第一項格付表」という。））に掲げる職をいう。）に採用することができない。

Table with 2 columns: Examination Type (e.g., University degree) and Adopted Position (e.g., Administration Salary Scale, etc.).

別表第二を次のように改める。
別表第二(第二十八条関係)

短大卒程度 の試験	係員の職並びに病院医療職給料表(2)格付表(病院局規程の職員)の職の格付表をいう。以下同じ。)の知事部局の医療係員の職及び知事部局の上級医療係員の職
高校卒程度 の試験	行政職給料表格付表(知事規程及び教育委員会規程の職員)の職の格付表に限る。)の係員の職、研究職給料表格付表の研究員の職、医療職給料表(2)格付表(知事規程及び教育委員会規程の職員)の職の格付表をいう。)の医療係員の職及び病院医療職給料表(2)格付表の知事部局の医療係員の職
行政職給料表格付表の上級係員の職、 企業行政職給料表格付表の知事部局の 上級係員の職相当職、病院行政職給料 表格付表の知事部局の上級係員の職及 び行政職格付表の主任の職	行政職給料表格付表の主査相当職及び 係長相当職並びに企業行政職給料表格 付表及び病院行政職給料表格付表の知 事部局の主査相当職及び行政職格付表 の係長の職
研究職給料表格付表(教育委員会規程 の職員)の職の格付表を含む。以下この 表において同じ。)の上級研究員の職 及び研究職格付表の主任の職	研究職給料表格付表の研究主任相当職 及び研究職格付表の研究主任相当職
医療職給料表(2)格付表の上級医療係員 の職及び病院医療職給料表(2)格付表の 知事部局の上級医療係員の職	医療職給料表(2)格付表の医療主任相当 職及び病院医療職給料表(2)格付表の知 事部局の医療主任相当職
医療職給料表(3)格付表の上級看護係員 の職、病院医療職給料表(3)格付表の知 事部局の上級看護係員の職及び医療職 (3)格付表の上級看護係員の職	医療職給料表(3)格付表の看護師長相当 職、病院医療職給料表(3)格付表の知事 部局の看護師長相当職及び医療職(3)格 付表の看護師長相当職

備考 この表において「研究職格付表」及び「医療職(3)格付表」とは警察規程の職員の職の格付表を、「医療職給料表(3)格付表」とは知事規程及び教育委員会規程

の職員)の職の格付表を、「病院医療職給料表(3)格付表」とは病院局規程の職員)の職の格付表をいう。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
(採用給与課)

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年四月三十日
福島県人事委員会
委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十四号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

第三条第一項各号に掲げる採用試験	対象となる職
福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験	行政職給料表格付表の係員の職及び上級係員の職、企業行政職給料表格付表の知事部局の係員の職相当職及び知事部局の上級係員の職及び知事部局の職、行政職格付表の係員の職及び上級研究員の職、研究職給料表格付表の研究員の職及び上級研究員の職、医療職給料表(2)格付表(知事規程の職員)の職の格付表に限る。)の医療係員の職及び上級医療係員の職並びに病院医療職給料表(2)格付表の知事部局の医療係員の職及び知事部局の上級医療係員の職
福島県職員(資格免許職)採用候補者試験	行政職給料表格付表(知事規程及び教育委員会規程の職員)の職の格付表に限る。)の係員の職、研究職給料表格付表の研究員の職、医療職給料表(2)格付表の医療係員の職及び病院医療職給料表(2)格付表の知事部局の医療係員の職
福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験	行政職給料表格付表の係員の職、企業行政職給料表格付表の知事部局の係員の職相当職、病院行政職給料表格付表の知事部局の係員の職、行政職格付表の係員の職及び研究職給料表格付表の研究員の職

福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験	行政職給料表格付表の係員の職及び上級係員の職、企業行政職給料表格付表の知事部局の係員の職相当職及び知事部局の上級係員の職並びに病院行政職給料表格付表の知事部局の係員の職及び知事部局の上級係員の職
福島県警察官採用候補者試験	公安職格付表の係員の職
福島県市町村立学校事務職員（高校卒程度）採用候補者試験	医療職給料表格付表の医療係員の職 事務職給料表格付表の係員の職

備考

一 この表において「知事規程」とは職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第第八号）を、「教育委員会規程」とは職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第第八号）を、「行政職給料表格付表」とは職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第第四号）の職員職の格付表その他任用規則第二十四条の二第二項に規定する職員の職の格付表を、「企業行政職給料表格付表」とは福島県企業職員の職の格付に関する規程（昭和四十四年福島県企業局管理規程第四号）に規定する職員の職の格付表を、「病院行政職給料表格付表」とは福島県病院事業職員の職の格付に関する規程（平成十六年福島県病院局管理規程第四号）に規定する職員の職の格付表を、「行政職格付表」とは福島県警察職員の職の格付に関する訓令（昭和四十八年福島県警察本部訓令第三号）に規定する職員の職の格付表を、「研究職給料表格付表」とは職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第第八号）に規定する職員の職の格付表を、「医療職給料表（一）格付表」とは職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第第八号）及び職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県教育委員会訓令第第四号）の職員の職の格付表を、「病院医療職給料表（二）格付表」とは福島県病院事業職員の職の格付に関する規程に規定する職員の職の格付表を、「公安職格付表」とは福島県警察職員の職の格付に関する訓令に規定する職員の職の格付表を、「医療職給料表格付表」及び「事務職給料表格付表」とは市町村立学校職員任用規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第五号）第三条第一

項に規定する学校栄養職員及び事務職員の職の格付表をいう。
別表第二中「多枝選択式」を「多肢選択式」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(採用給与課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
平成二十五年四月三十日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳 弘

- 一 操業の承認
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間
操業期間は、平成二十五年六月一日から平成二十六年一月三十一日までとする。制限又は条件
- 四 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
1 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域
2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。
40㍓×40㍓
福島いかつり 20㍓×40㍓
25第 号
- 3 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場

- 合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 4 漁獲成績の報告
 - 操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 5 承認の取消し
 - この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 六 指示の有効期間
 - この指示の有効期間は、平成二十五年六月一日から平成二十六年五月三十一日までとする。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

平成二十五年四月三十日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

- 一 期日及び場所並びに公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述者」という。）となり得る者の範囲

期 日	場 所	公述者となり得る者の範囲
平成二十五年六月五日午後二時	郡山市日和田町高倉字 下中道一六番地 福 島県農業総合センター 管理研究棟三階ゼミ室	1 別表に掲げる漁場における漁業者 2 その他利害関係のある者

- 二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第十一条第一項の規定による内水面の区画漁業の免許の内容等の事前決定に関する事項

- 三 公述者になろうとする者の手続

公述者になろうとする者は、住所、氏名及び従事する漁業の種類並びに発言要旨を記載した文書を福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。文書の提出期限は、公聴会開会前十分とする。

- 四 公述者の選定

公述者は、文書を提出した者のうちから、委員会において選定する。

別表

漁 場 の 位 置	漁場の区域
本宮市大字青田字磐森五三七	大谷池
本宮市大字青田字古城久保	銭瓶池
本宮市大字岩根字池前一八六	大池
郡山市富久山町福原字福原一五七一、一五八一	上ノ池
郡山市富久山町久保田字北谷六八	善宝池
郡山市山崎	五百淵池
郡山市深沢二九三	酒蓋池
郡山市大槻町字美女池	美女池
郡山市大槻町字隠居免四四	鎌倉池
郡山市大槻町字中ノ平南	新池
郡山市安積町笹川字荒池	荒池
郡山市安積町成田字丸山二四	知行池
郡山市安積町成田字清水台	宮ノ前池
郡山市安積町成田字長山	海道池
郡山市安積町荒井字大久保八九	大久保池
郡山市安積町荒井字万海	万海池
郡山市安積町成田字長山	馬場池
郡山市三穂田町川田字葉ノ木	葉ノ木池

須賀川市袋田字子は清水四四	北の内池
須賀川市大字越久字真米二二	真米池
須賀川市大字西川字笹平四八	笹平池
須賀川市大字館ヶ岡字上ノ池二五一一	上の池
須賀川市大字越久字延命池二〇	延命池
郡山市逢瀬町多田野字堀口二三三三	本沢池
郡山市逢瀬町河内字鳥井戸一〇二一	堂尻ため池
郡山市逢瀬町河内字山田一二一〇	山田池
郡山市逢瀬町多田野字北沢	北沢ため池
郡山市逢瀬町多田野字上釜の前	釜の前池
郡山市三穂田町鍋山字七ツ池	七ツ池
郡山市三穂田町富岡字北池上	三本木北池
郡山市三穂田町富岡字南池上	三本木南池
郡山市三穂田町富岡字大久保九	大久保池
郡山市三穂田町川田字上板橋	新池
郡山市三穂田町駒屋字中沢	長池
郡山市三穂田町川田字被下	かつぎ下ため池
郡山市三穂田町川田字高野	高野池
郡山市三穂田町川田字葉ノ木	新高野池

正 誤

岩瀬郡鏡石町大山五三一	蓮池
西白河郡矢吹町字松房四一	松房池
西白河郡矢吹町字大久保四六	牡丹池
西白河郡西郷村大字真船字赤坂五十二	赤坂ため池
西白河郡西郷村大字小田倉字大沢一	黒森ため池
南相馬市鹿島区南屋形字除見一六七	石の宮ため池
南相馬市鹿島区小池字ミタラセ六八一	北沢ため池
南相馬市小高区大字川房字猿田一三七	大谷ため池

○平成二十五年四月二十三日付け定例第二千四百八十一号中

ページ	段	行	正	誤
一七六	下	一〇	定款の変更	設立